

国民健康保険

加入者が保険税を出し合い、病気やけがをした時の医療費に充てる相互扶助の制度です。職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方以外は国民健康保険(国保)の被保険者になります。

●問合せ 住民課 内線257・358

■世帯主が納税義務者です。

国保では各世帯の世帯主がその世帯の保険税をまとめて納めることになります。世帯主が国民健康保険でない場合でも、家族に一人でも国保加入者がいれば納付の義務者は、世帯主となります。

■納付のご案内

普通徴収

普通徴収の方は7月中旬にお送りする納付書または口座振替により納めてください。

※コンビニエンスストアでのお支払いおよびスマートフォン決済アプリ(PayPay・LINEPay・PayB)もご利用いただけます。

期別	納期
第1期	8月2日(月)
第2期	8月31日(火)
第3期	9月30日(木)
第4期	11月1日(月)
第5期	11月30日(火)
第6期	12月27日(月)
第7期	令和4年1月31日(月)
第8期	令和4年2月28日(月)

安全で便利な口座振替をご利用ください。

通帳と通帳の届印をお持ちのうえ、次の取扱金融機関または役場住民課へお申し込みください。口座振替の開始は、申請から1か月後の納期限分からとなります。

◇取扱金融機関

三菱UFJ銀行、中京銀行、名古屋銀行、あいち知多農業協同組合、知多信用金庫、半田信用金庫、愛知県信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行※

※ゆうちょ銀行は郵便局の窓口のみでのお申し込みとなります。

特別徴収

特別徴収の方は4・6・8・10・12・2月の偶数月に年金から天引きされます。

期別	納期
第1期	4月年金・仮徴収
第2期	6月年金・仮徴収
第3期	8月年金・仮徴収
第4期	10月年金・本徴収
第5期	12月年金・本徴収
第6期	2月年金・本徴収

65歳から74歳までの世帯主の方であって次の①-④まですべてに当てはまる方は特別徴収になり、年金からあらかじめ差し引かれます。

- ① 世帯主が国民健康保険の被保険者の方
- ② 国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の方
- ③ 年金額が18万円以上
- ④ 保険税が介護保険料と合わせて年金額の2分の1を超えない方

※特別徴収の方の保険料については8月までの仮徴収した保険料を確定した保険料と比べ10月以降で調整をします。

必ず納期までに納めましょう。保険税を滞納してしまうと延滞金が発生するなど様々なデメリットが発生します。
○納付が困難な場合は滞納のままにせず担当窓口にご相談ください。特別な事情があると認められる場合は保険税が減額されることもあります。